

## 豊島区看護師会会則

### (名 称)

第1条 本会は、豊島区看護師会とする。

### (事務局)

第2条 本会の主たる事務局を、豊島区医師会内におく。

住所： 〒171-0021 豊島区西池袋 3-22-16 豊島区医師会館

### (目 的)

第3条 本会は豊島区内で地域医療・保健・福祉に関わる保健師、助産師、看護師及び准看護師のネットワークを広げ、協力し合える体制を築き、関係機関や関係職種と適切に連携を図り、豊島区民の健康の維持増進、保健福祉の向上及び安心できる療養環境の構築、本人の意思を尊重した「暮らし」を支える地域包括ケアシステムの構築を目的とする。

### (事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 地域医療・保健・福祉に関わる関係機関及び関係職種との連携
- (2) 看護職の資質向上のための研修会、講演会の実施
- (3) 地域医療・保健・福祉に関する知識の啓発と普及
- (4) 地域医療・保健・福祉に関わる人材育成と人材確保
- (5) 地域医療・保健・福祉に従事する者の福利厚生に関する事業
- (6) 地域住民の保健福祉に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (会 員)

第5条 本会の会員は下記のいずれかに該当する者。

- (1) 豊島区内に在勤、在住および豊島区内で勤務経験のある看護職。
- (2) 本会の事業目的に賛同する企業、団体および個人。
- (3) その他、理事会で認める者。

### (入 会)

第6条 会員として入会しようとする者は、事務局に所定の様式により申し込みを行わなければならない。

(会 費)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、年会費及びイベントごとに参加会員から徴収する。

2. 金額については理事会にて、決定する。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当した場合は、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡、又は退職、会を解散したとき。

(3) 除名されたとき。

\*除名とは会員が本会の名誉を毀損、秩序を乱し、または本会の目的に反する行為を行ったときは、総会において出席した会員の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。会員を除名しようとするときは、予め、その会員に除名の理由を通知し除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事会に文書で届け出なければならない。

(会費等の不返還)

第10条 既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(理事会)

第11条 この会に次の理事を置く。

(1) 理事 15～20名

(2) 監事 2名

2. 理事は会員から選出する。

3. 理事及び監事は、総会において選任する。

4. 理事のうち1名を代表、2名を副代表とし、理事会で選任し、総会において信任する。

5. 理事及び監事に欠員が生じた場合において、総会を招集するいとまがないときは理事会において選任し、その後最初に開催される総会において、その承認を得なければならない。

6. 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事・監事の職務)

第12条 代表は、この会を代表し、事業を統括する。

2. 副代表は、代表の代行を務めることができる。
3. 理事は、理事会を構成し、事業の執行を決定する。
4. 監事は、当会の会計の状況、理事の事業の執行を監査する。

(理事・監事の任期)

第13条 理事・監事の任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 理事・監事は、再任されることができる。

(理事の解任)

第14条 理事が次のいずれかに該当するときは、総会において出席した会員の3分の2以上の同意を得て、その理事を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他、理事として相応しくない行為があると認められるとき。

2. 前項の規定により、理事を解任しようとするときは、あらかじめ、その理事に解任の理由を通知し、解任の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(理事・監事の報酬)

第15条 理事・監事は無給とする。

(総会)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

2. 総会は、当会の運営に関する重要な事項を議決する。
3. 事業年度は4月1日から翌年3月31日までとし、毎事業年度終了後3ヵ月以内に定時総会を開催する。
4. 臨時総会は次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 代表が認めたとき。
  - (2) 会員の総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により召集の要請があったとき。
  - (3) 監事から召集の請求があったとき又は監事が召集したとき。

(理事会)

第17条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 理事会は、2～3ヶ月に1回程度開催する。

(監事の出席)

第 18 条 監事は、総会、理事会に出席し意見を述べることができる。

(委員会および定期連絡会)

第 19 条 定期連絡会は代表が召集する。

2. 委員会は会員をもって構成する。
3. 委員会は、本会会則第 4 条に定めるものを実施する。
4. 定期連絡会は、各委員会の活動や意見を反映したのものとする。

(広 報)

第 20 条 広報は、総会、定期連絡会の会員への周知をすると同時に本会の事業を広報する。

(事業計画及び予算)

第 21 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、代表が作成し、総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第 22 条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、代表が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会則の変更)

第 23 条 この会則は、総会において会員の総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければ変更することが出来ない。

(その他)

第 24 条 その他、本会の運営に必要な事項は理事会で定める。

附則

この会則は令和元年 7 月 1 日から施行する。

この会則の一部改正は、令和 2 年 6 月 22 日より施行する (第 2 条)。